

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について

被保険者が新型コロナウイルス感染症により、療養のために会社を休み、事業主から報酬が受けられない場合、傷病手当金が支給されます。

また、厚生労働省保険局保険課の事務連絡により、新型コロナウイルス感染が疑われる発熱など自覚症状があり、自宅療養をされている場合も、傷病手当金の申請対象となります。原則、傷病手当金支給請求書の意見欄は、医療機関を受診し医師が記載することとなっておりますが、状況により、医師の意見欄が記載できない場合は、事業主証明書（別紙様式）で対応が可能となります。

なお、**特例措置として、新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の申請可否ならびに必要な書類は下記の通りです。**

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の対象となる方

下記の1または2のいずれかに該当する場合に申請が可能です。

1. 自覚症状^(※1)があり労務が困難な場合^(※2)
2. 自覚症状^(※1)はないが、医療機関を受診しPCR検査を受けた結果、「陽性」となった場合

(※1) 自覚症状とは 風邪の症状や37.5℃以上の発熱。

または、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある等。

(※2) 陰性が判明した日以降は、申請対象外です。

【医師の意見書が添付できない場合の手続き】

新型コロナウイルス感染症に関連し、医師の証明が受けられない場合は「傷病手当金請求書」に加えて次の用紙を添付のうえ申請してください。

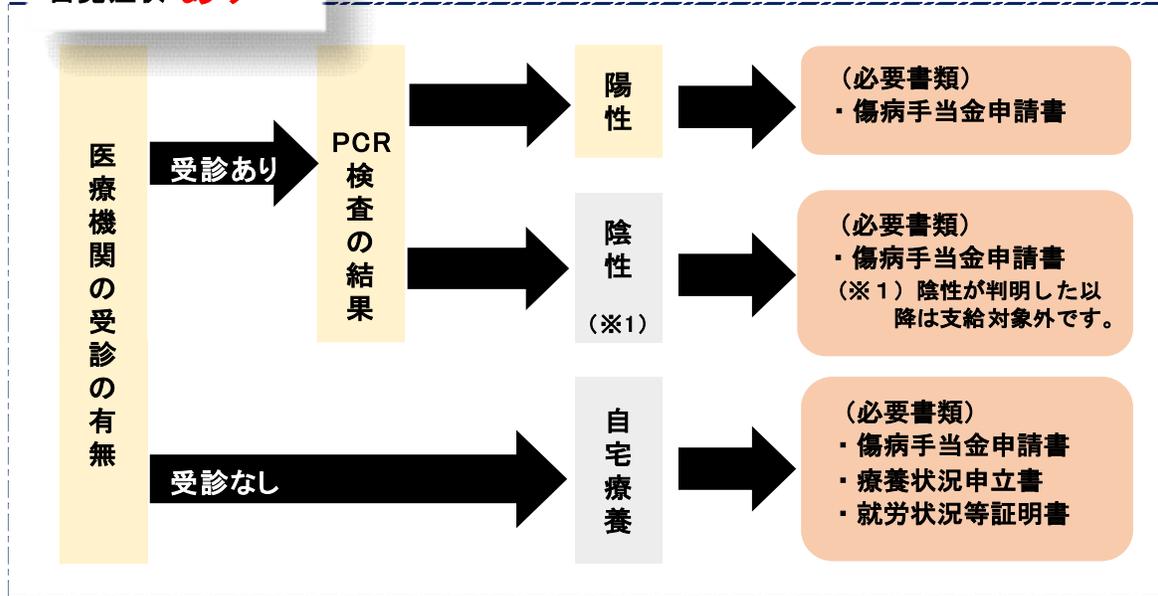
[・療養状況申立書](#)

[・就労状況等証明書](#)

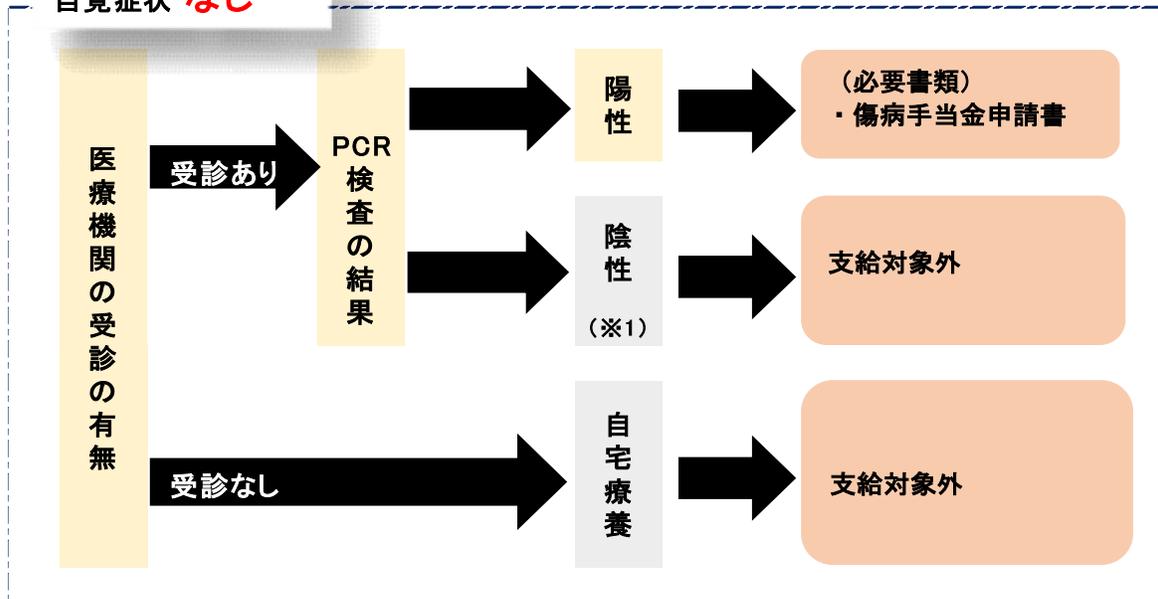
なお、詳細につきましては、厚生労働省よりQ&Aが示されておりますので[こちら](#)をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金請求フローチャート

自覚症状 **あり**



自覚症状 **なし**



【留意点】

1. 検査の結果、「新型コロナウイルス陽性」と判定された場合は、自覚症状の有無にかかわらず、労務に服することができないものとして、陽性判定以降は、傷病手当金の支給の対象となります。
2. 発熱等の自覚症状があるため自己の判断により自宅待機していた期間は、療養のため労務不能な期間として、傷病手当金の支給の対象となります。
※ ただし、自覚症状がない場合や医師の意見書等を参考に保険者が労務可能と判断した場合についてはその限りではありません。
3. 医師の意見書が添付できない場合には、支給申請書への記載、事業主の労務に服さなかった旨の証明等により、保険者において労務不能と認められる場合は、傷病手当金を支給する扱いとされています。(厚生労働省Q&A Q4参照)
4. 法律等に基づかない使用者の独自の判断により、例えば、会社が感染拡大を防ぐための予防措置として、37.5度以上の熱など一定の症状がある従業員をそれだけの理由で一律で出勤停止にする場合のように、使用者の責に帰すべき事由による休業の場合には、労働基準法に基づき、使用者は、休業期間中の休業手当(平均賃金の100分の60以上)を支払わなければならないとされています。
休業した被保険者が労務不能と認められることにより傷病手当金の対象となる場合は、当該休業手当について報酬調整の対象となることにご留意ください。